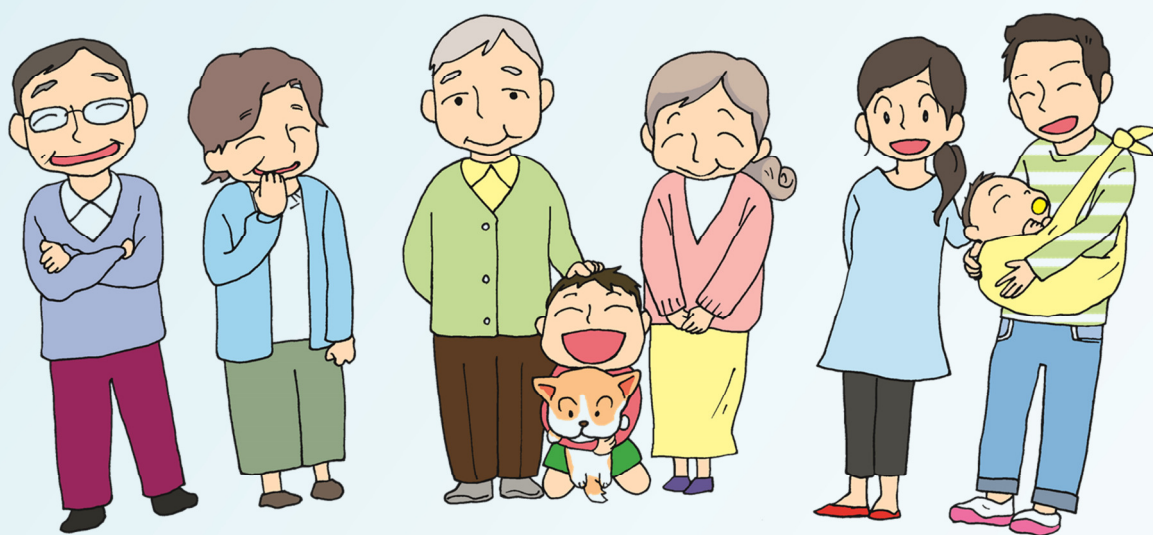


私らしさと安心を 皆で支え合う「山の湊」 しんしろ

第6期新城市高齢者保健福祉計画

(老人福祉計画・介護保険事業計画) 概要版 【平成27年度-平成29年度】



平成27年3月

新 城 市



計画策定の背景と目的

国では、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、身近な地域で医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、愛知県地域包括ケアモデル事業の実施市町村として、「地域包括ケア」のシステム構築に向け取り組んでいるとともに、平成30年度には東三河広域連合による保険者の統合が予定されており、広域的な視野に立った地域づくりが求められることとなります。

このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「第6期新城市高齢者保健福祉計画」として策定します。

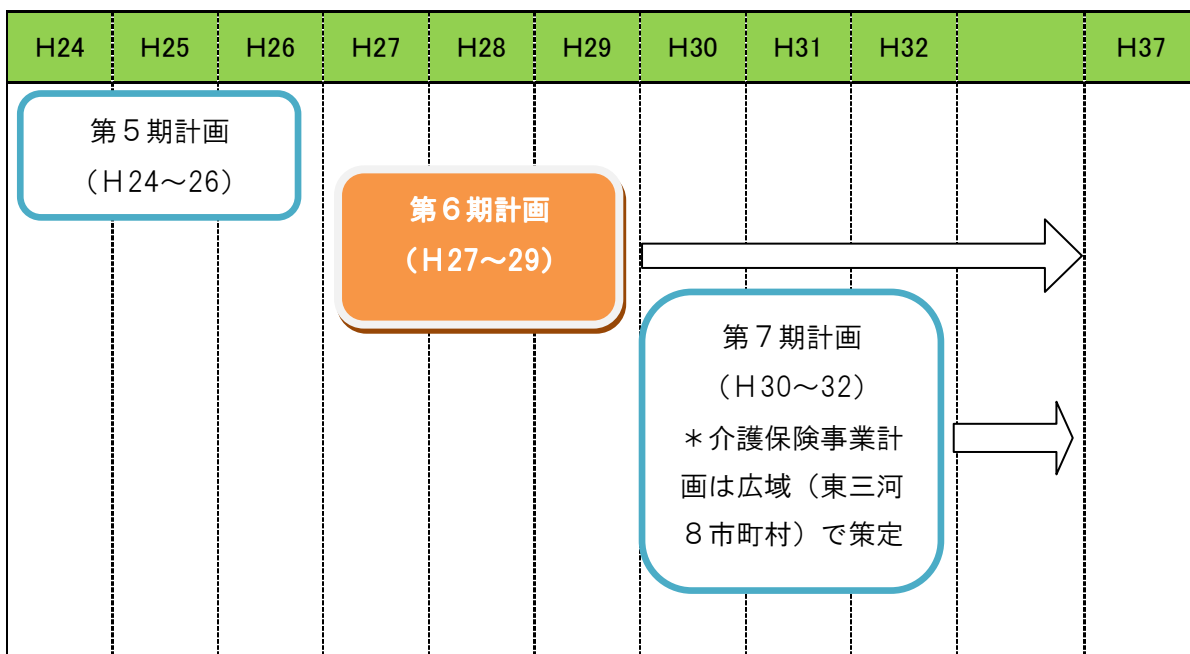


計画の位置づけ

本計画は、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定しており、「新城市総合計画」や「新城市地域福祉計画」等の上位計画やその他関連計画をはじめ、県の関連計画等との整合性を図りつつ策定します。



計画の期間

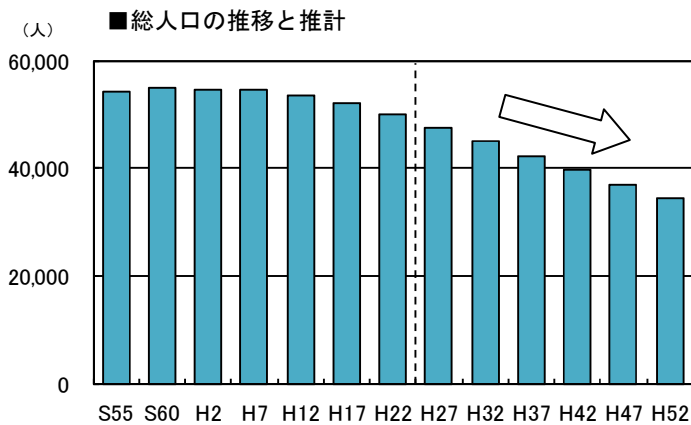




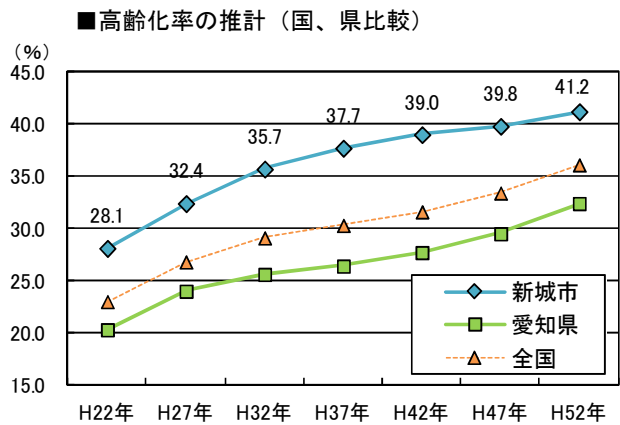
新都市の状況

(1) 総人口の推移と高齢化率の推計

新都市においても、総人口が減少していくことが予想されています。また、平成22年で28.1%の高齢化率も、今後、住民の高齢化により上昇し続けることが予想されています。



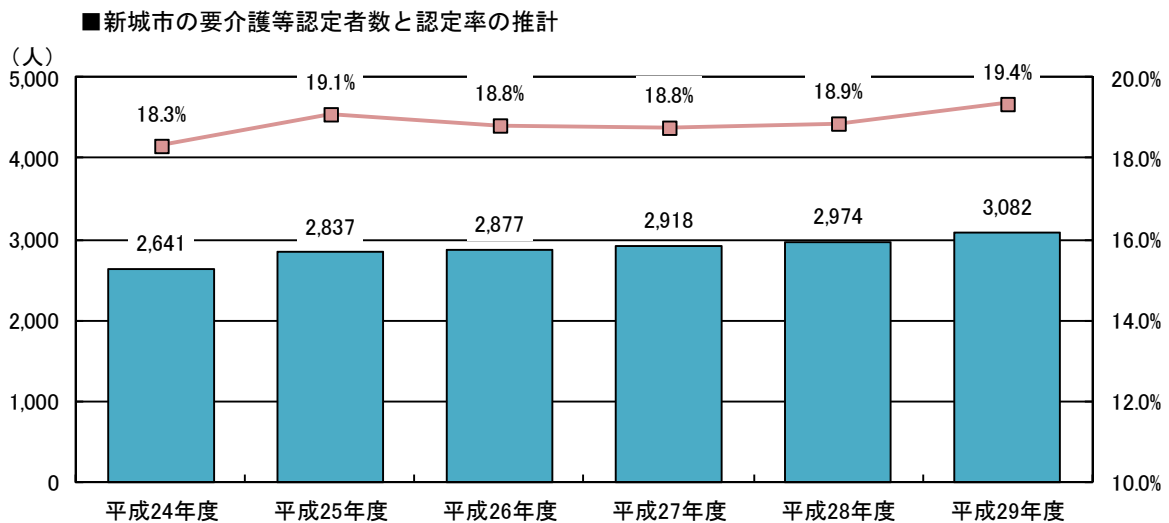
資料：国勢調査、人口問題研究所



資料：人口問題研究所

(2) 要介護等認定者数及び認定率

新都市の要介護等認定者数は、平成24年から継続して増加しており、今後の推計でも増加していくことが予測されます。



資料：介護保険事業状況報告

(3) 地区ごとの状況

新城市では、地域ごとの異なる課題と限られた財源を効果的に活用するための制度として「地域自治区制度」を導入し、10の地域自治区に区分けしています。

■新城市における各地区の状況

新城市の主な課題

- ・人口や高齢化率の地域間格差が広がっている
- ・住民主体の助け合い・支え合いが必要になってきている
- ・山間部では特に高齢者や障害者の交通の問題や見守り、防災面の不安が高まる傾向にある。

総人口：2,737人
 高齢化率：38.4%
 (H22 国勢調査)
 地域自治区：1
 高齢者ふれあい相談センター：1
 こども園：1園
 小学校：2校
 中学校：1校
 介護サービス事業所：4
 障害福祉サービス事業所：3
 社会福祉協議会作手センター

総人口：34,930人
 高齢化率：24.7%
 (H22 国勢調査)
 地域自治区：5
 高齢者ふれあい相談センター：4
 こども園：13園
 小学校：7校
 中学校：4校
 介護サービス事業所：53
 障害福祉サービス事業所：33
 地域包括支援センター
 社会福祉協議会、市役所、
 市民病院 など



同市域内でも人口の移動がみられる

総人口：12,197人
 高齢化率：35.7%
 (H22 国勢調査)
 地域自治区：4
 高齢者ふれあい相談センター：1
 こども園：5園
 小学校：8校
 中学校：1校
 介護サービス事業所：26
 障害福祉サービス事業所：6

地域における多様な福祉ニーズへの対応を担う組織

- 各地域自治区
- 地域包括支援センター及び各地区の高齢者ふれあい相談センター
- ボランティア、NPO
- 自治会等の地縁団体
- 社会福祉協議会
- 地域の事業所、医療機関等





計画の基本理念等

(1) 基本理念

本計画は、第5期計画の3つの基本理念を継承するとともに、“私らしさと安心を皆で支えて合う「山の湊」しんしろ”をキャッチフレーズに、いつまでも元気で、自分らしく、安心して生活できるまちを目指します。

私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ



新城市における地域包括ケアの将来像

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制のことです。本市においては、愛知県の地域包括ケアモデル事業に取り組むことで、早期のシステム機能推進を図ることとしています。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

愛知県地域包括ケアモデル事業による訪問看護ステーションを中心としたICT（情報通信技術）の導入を図っています。今後は、医師不足等の課題に対して医療と介護の関係機関等における連携をより一層強化し、地域に適した医療・介護体制を構築します。

(2) 認知症施策の推進

認知症予防教室や家族介護者の支援としての座談会を開催し、当事者とその支援者への包括的な支援を実施します。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

介護予防事業の推進とともに、身近な地域の活動においてボランティアとして活躍できる人材の育成を目指します。また、介護予防が必要とされる基本チェックリスト該当者を的確に把握するとともに、事業の周知啓発を図り、介護予防事業への参加を促進します。

(4) 高齢者の居住安定にかかるとの施策

サービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等の整備を進める一方、高齢者専用賃貸住宅などの民間サービスとも連携しながら、多様な住まいの場の提供に努めます。



新城市の主な施策

基本目標Ⅰ 健康の保持・増進への支援

(1) 健康づくりの支援

- 健康意識の啓発
- 健康づくり講座の充実
- スポーツ活動の充実

(3) 介護予防一般高齢者施策

- 介護予防一般高齢者施策の充実
・ミニデイサービスの実施・支援等

(2) 介護予防活動の支援

- 身近な場所での健康教育・健康相談の実施
- 認知症予防の理解促進



基本目標Ⅱ 高齢者の社会参加の促進

(1) 老人クラブ等の活動支援

- 老人クラブ等の活動支援
- 社会活動の推進

(3) 生涯学習機会の充実

- 講座の充実
- 人材情報バンクの充実

(2) 地域活動への参加促進

- 老人福祉センター、高齢者生きがいセンター等の活用

(4) 働く機会の充実

- シルバー人材センターへの支援
- アクティブシニア支援事業

基本目標Ⅲ 基本チェックリスト該当者への支援

(1) 基本チェックリスト該当者の把握

- 基本チェックリスト該当者の把握
・該当者の的確な把握とサービスへの円滑な移行支援

(3) 自立支援事業の推進

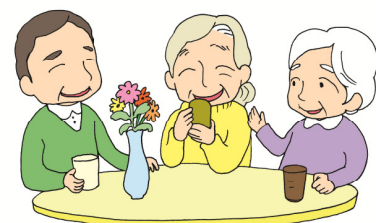
- 生活支援ホームヘルプサービスの実施
- 外出支援サービスの実施
- 緊急通報システム事業の実施
- 高齢者日常生活用具給付事業の実施
- 高齢者緊急保護事業の実施
- 生活支援デイサービスの実施
- 寝具乾燥サービスの実施
- 高齢者福祉タクシー料金助成の実施
- ひとり暮らし高齢者安否確認事業の実施
- 配食サービスの充実

(2) 介護予防事業の推進

- 介護予防教室の充実
- ミニデイサービスの実施拡大

(4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進
・平成 29 年度からの円滑な移行に向けて、各会議等において検討を進める



基本目標Ⅳ 要支援・要介護認定者への支援

(1) 介護保険サービスの充実

- 介護保険サービスの適切な提供

(3) 要支援・要介護認定者への生活支援

- 介護用品給付の充実

(2) 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

- 苦情・相談対応の充実
- 介護給付費適正化の徹底

(4) 介護者への支援

- 介護者への健康相談・訪問の継続実施

基本目標Ⅴ 地域密着型サービスと生活基盤の整備

(1) 日常生活圏域の設定

- 新城地区4圏域、鳳来地区、作手地区各1圏域の計6圏域を設定

(3) 地域密着型サービス事業者の参入促進

- 認知症対応型共同生活介護の整備
- 小規模多機能型居宅介護の整備
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備
- 認知症対応型通所介護の整備
- 地域密着型通所介護の整備

(2) 地域包括支援センター・成年後見支援センターの充実

- 地域包括支援センターのコーディネート機能の向上
- 新城市成年後見支援センターの充実

(4) 住環境への支援

- 養護老人ホーム入所措置の実施
- ケアハウスの活用支援
- シルバーハウジング（県事業）への生活援助員の派遣
- 高齢者生活福祉センターの活用
- サービス付き高齢者向け住宅の整備

基本目標Ⅵ 高齢者を支える体制・ネットワークづくり

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

- 地域医療ネットワークの推進
- 高齢者の在宅医療の推進
- 医療と介護の連携強化（在宅医療・介護連携推進業務）

(3) 虐待防止ネットワークの強化

- 高齢者虐待防止ネットワークの機能強化

(5) 安全・安心のまちづくり

- 防災対策の充実
- 高齢者見守りネットワークの充実

(2) 認知症高齢者ケアの充実

- 家族介護の育成・支援
- 地域での認知症ケアの充実
- 認知症の方やその家族への支援

(4) 地域福祉活動の充実

- ボランティアセンター活動事業
- 友愛訪問の実施拡大（地域支援事業）
- 生活支援コーディネーターの配置





新城市の介護保険料

第6期計画においては、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、保険料上昇の抑制を図っています。

また、段階設定については、費用負担の公平化を図り、国が示す基準に第10段階と第11段階を新たに設定し、介護保険基準額の抑制を図っています。

		基準額に対する割合	対象者	介護保険料 (年額)
非世帯 課税	第1段階※	×0.5	・本人が生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金を受給している方 ・課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	29,700
	第2段階※	×0.65	・課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方	38,610
	第3段階※	×0.75	・課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	44,550
本人世帯 非課税・	第4段階	×0.9	・本人の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	53,460
	第5段階 (基準額)	×1.0	・本人の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	59,400 (月額4,950円)
本人課税	第6段階	×1.2	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方	71,280
	第7段階	×1.3	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	77,220
	第8段階	×1.5	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	89,100
	第9段階	×1.7	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	100,980
	第10段階	×1.8	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	106,920
	第11段階	×1.9	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が750万円以上の方	112,860

※第1段階については、平成27年4月から、消費税による公費を投入して保険料が軽減されます。さらに、消費税の引上げが行われる予定の平成29年4月からは、第1段階～第3段階を対象に、消費税による公費を投入した保険料の軽減を行います。

発行 新城市役所 健康医療部 介護保険課
電話番号：0536-23-7688

住所：新城市字東入船6-1
メールアドレス：kaigo@city.shinshiro.lg.jp